## 商品概要説明書

## J A交付金等つなぎ資金

(令和6年4月1日現在)

	(月和4年月1日発生)		
商品名	JA交付金等つなぎ資金		
	以下の条件をすべて満たす方とします。		
	○ 当JAの組合員(正組合員、准組合員)の方。		
	○ 農業を営まれている方または農業に従事されている方。		
	○ 交付金等の対象であることが明らかな方。		
ご利用	○ 信用状況に不安のない方。		
いただけ	※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過		
る方	後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ富山県農業信用基金協会の		
	求償債務者でないことなどをいいます。		
	○ その他当JAが定める条件を満たしている方。		
資金使途	○ 国等の行政による各種交付金等受領までのつなぎ資金		
	※ 生活資金は対象外です。また、負債性資金の借換は不可です。		
借入金額	○ 支払われる交付金等相当額のうち JA口座にご入金される金額の範囲内とします。		
借入期間	○ 1年以内とします。		
借入利率	○ 当JA所定の利率といたします。詳細については、当JAの融資窓口にお問い合わ		
	せください。		
借入方式	○ 証書借入とします。		
	○ 期日一括返済といたします。		
返済方法	○ 指定された貯金口座にご入金された資金(交付金)は、借入金のご返済に充当しま		
	す。		
担保	○ 原則として、担保は不要です。		
	○ 法人の方は、必要に応じて代表者を連帯保証人とします。		
	○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。		
	○ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、所定の要件を充足すると見込まれ		
	る場合には、借入をされる方の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としな		
	い場合がございます。		
	○ 連帯保証人を設定させて頂く場合には、連帯保証人とさせて頂く方が以下の「経営		
	者等」に該当するかどうかを確認させて頂きます。		
保証	【法人の場合】		
	・経営者 (法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方)		
	・大株主(総株主の議決権の過半数を保有している方など)		
	【法人以外の場合】		
	・共同経営者(お借入される方と共同して事業を行う方)		
	・お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方		

		[67] 公子 (27] (37) (37) (37) (37) (37) (37) (37) (37)
		「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせて頂くにあたりまして、公証
		役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証
		意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の 1 ヵ月以内に作成さ
		れたものに限ります。
手数料	0	ご返済終了までの間において、ご返済条件を変更される場合の手数料は不要です。
	0	苦情処理措置
		本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支
		店または本店金融部(電話:0766-26-7417)にお申し出ください。当組
苦情処理		合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努
措置およ		め、苦情等の解決を図ります。
び紛争解		また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け
決措置の		付けております。
内容	0	紛争解決措置
		外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。
		上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。
		富山県弁護士会(電話:076-421-4811)
	0	お申込みに際しては、当JAにおいて所定の審査をさせていただきます。審査の結
その他		果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。
	0	印紙税が別途必要となります。
	0	現在のお借入利率やご返済額の試算、保証意思宣明公正証書の必要有無の確認およ
		び取得方法等については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。

JA高岡